

理学療法士作業療法士学校養成施設授業時間等の変遷

1. 理学療法士

○昭和41年制定 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則
(昭和41年文部省厚生省令第3号)

講義:1,530時間 実習:90時間 臨床実習:1,680時間 授業時間数 3,300時間

○昭和47年改正 (昭和47年文部省厚生省令第1号)

講義:1,440時間 実習実技:180時間 臨床実習:1,080時間 授業時間数 2,700時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第2号)

講義:1,395時間 実習:585時間 臨床実習:810時間 選択必修:200時間
授業時間数 2,990時間

○【大綱化】平成11年改正 (平成11年文部省厚生省令第2号)

講義:75単位 臨床実習:18単位 合計93単位

1

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要(昭和47年) 【理学療法士】

(旧)			(新)	
・講義	1,530時間	→	・講義	1,440時間
・実習	90時間	→	・実習実技	180時間
・臨床実習	1,680時間	→	・臨床実習	1,080時間
・合 計	3,300時間		・合 計	2,700時間

(改正前の授業時間の内訳)

講義：物理学(45)、化学(45)、医学的心理学(45)、医学用語(30)、解剖学(195)、生理学(120)、病理学(60)、運動学(45)、公衆衛生(30)、医学一般(75)、整形外科概論及び一般外科概論(75)、神経・筋系障害(150)、救急法・消毒法(45)、精神障害(30)、理学療法(540)

実習：解剖学(60)、生理学(30)

臨床実習(1,680)

(改正後の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(90)、自然科学(90)、保健体育(30)、解剖学(135)、生理学(90)、運動学(45)、病理学(45)、臨床心理学(45)、一般臨床医学(90)、整形外科学(90)、臨床神経学(90)、精神医学(30)、運動療法(150)、日常生活動作(60)、義肢装具学(105)、検査測定(60)、物理療法(105)

実習実技：保健体育(45)、解剖学(60)、生理学(30)、運動学(45)

臨床実習(1,080)

2

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要(平成元年)
【理学療法士】

(旧)			(新)	
・講義	1,440時間	→	・講義	1,395時間
・実習実技	180時間	→	・実習	585時間
・臨床実習	1,080時間	→	・臨床実習	810時間
・選択必修			・選択必修	200時間
・合計	2,700時間		・合計	2,990時間

(改正前の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(90)、自然科学(90)、保健体育(30)、解剖学(135)、生理学(90)、運動学(45)、病理学(45)、臨床心理学(45)、一般臨床医学(90)、整形外科学(90)、臨床神経学(90)、精神医学(30)、運動療法(150)、日常生活動作(60)、義肢装具学(105)、検査測定(60)、物理療法(105)
 実習実技：保健体育(45)、解剖学(60)、生理学(30)、運動学(45)
 臨床実習(1,080)

(改正後の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(60)、自然科学(90)、保健体育(15)、外国語(60)、解剖学(75)、生理学(75)、運動学(45)、病理学概論(30)、臨床心理学(30)、リハビリテーション概論(30)、リハビリテーション医学(30)、一般臨床医学(30)、内科学(60)、整形外科学(60)、神経内科学(60)、精神医学(45)、小児科学(30)、人間発達学(30)、理学療法概論(90)、臨床運動学(30)、理学療法評価法(45)、運動療法(90)、物理療法(45)、日常生活活動(30)、生活環境論(30)、義肢装具学(30)、理学療法技術論(60)
 実習実技：保健体育(45)、解剖学(90)、生理学(45)、運動学(45)、理学療法評価法(45)、運動療法(90)、物理療法(45)、日常生活動作(45)、義肢装具学(45)、理学療法技術論(90)
 臨床実習(810)
 選択必修(200)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要(平成11年)
【理学療法士】

(旧)			(新)	
・講義	1,395時間	→	・講義等	75単位
・実習	585時間		・臨床実習	18単位
・臨床実習	810時間			
・選択必修	200時間			
・合計	2,990時間		・合計	93単位

(改正前の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(60)、自然科学(90)、保健体育(15)、外国語(60)、解剖学(75)、生理学(75)、運動学(45)、病理学概論(30)、臨床心理学(30)、リハビリテーション概論(30)、リハビリテーション医学(30)、一般臨床医学(30)、内科学(60)、整形外科学(60)、神経内科学(60)、精神医学(45)、小児科学(30)、人間発達学(30)、理学療法概論(90)、臨床運動学(30)、理学療法評価法(45)、運動療法(90)、物理療法(45)、日常生活活動(30)、生活環境論(30)、義肢装具学(30)、理学療法技術論(60)
 実習実技：保健体育(45)、解剖学(90)、生理学(45)、運動学(45)、理学療法評価法(45)、運動療法(90)、物理療法(45)、日常生活動作(45)、義肢装具学(45)、理学療法技術論(90)
 臨床実習(810)
 選択必修(200)

(改正後の授業単位の内訳)

講義等：科学的思考の基盤、人間と生活(14)、人体の構造と機能及び心身の発達(12)、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進(12)、保健医療福祉とリハビリテーションの理念(2)、基礎理学療法学(6)、理学療法評価学(5)、理学療法治療学(20)、地域理学療法学(4)
 臨床実習(18)

理学療法士作業療法士学校養成施設授業時間等の変遷

2. 作業療法士

○昭和41年制定 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則
(昭和41年文部省厚生省令第3号)

講義:1,530時間 実習:90時間 臨床実習:1,680時間 授業時間数 3,300時間

○昭和47年改正 (昭和47年文部省厚生省令第1号)

講義:1,470時間 実習実技:180時間 臨床実習:1,080時間 授業時間数 2,730時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第2号)

講義:1,425時間 実習:585時間 臨床実習:810時間 選択必修:200時間
授業時間数 3,020時間

○【大綱化】平成11年改正 (平成11年文部省厚生省令第2号)

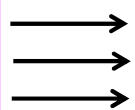
講義:75単位 臨床実習:18単位 合計93単位

5

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要(昭和47年) 【作業療法士】

(旧)

・講義 1,530時間
・実習 90時間
・臨床実習 1,680時間
・合計 3,300時間



(新)

・講義 1,470時間
・実習実技 180時間
・臨床実習 1,080時間
・合計 2,730時間

(改正前の授業時間の内訳)

講義:物理学(45)、化学(45)、医学的心理学(45)、医学用語(30)、解剖学(195)、生理学(120)、病理学(60)、運動学(45)、公衆衛生(30)、医学一般(60)、整形外科概論及び一般外科概論(60)、神経・筋系障害(120)、救急法・消毒法(45)、精神障害(90)、作業療法(540)
実習:解剖学(60)、生理学(30)
臨床実習(1,680)

(改正後の授業時間の内訳)

講義:人文科学(90)、社会科学(90)、自然科学(90)、保健体育(30)、解剖学(135)、生理学(90)、運動学(45)、病理学(45)、臨床心理学(45)、一般臨床医学(90)、整形外科(60)、臨床神経学(60)、精神医学(90)、作業療法原理(45)、作業療法技法(105)、身体障害に対する作業療法(120)、日常生活動作(60)、精神障害に対する作業療法(120)、職業前評価と訓練(60)
実習実技:保健体育(45)、解剖学(60)、生理学(30)、運動学(45)
臨床実習(1,080)

6

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要(平成元年)
【作業療法士】

(旧)			(新)	
・講義	1,470時間	→	・講義	1,425時間
・実習実技	180時間	→	・実習	585時間
・臨床実習	1,080時間	→	・臨床実習	810時間
・選択必修			・選択必修	200時間
・合 計	2,730時間		・合 計	3,020時間

(改正前の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(90)、自然科学(90)、保健体育(30)、解剖学(135)、生理学(90)、運動学(45)、病理学(45)、臨床心理学(45)、一般臨床医学(90)、整形外科学(60)、臨床神経学(60)、精神医学(90)、作業療法原理(45)、作業療法技法(105)、身体障害に対する作業療法(120)、日常生活動作(60)、精神障害に対する作業療法(120)、職業前評価と訓練(60)
実習実技：保健体育(45)、解剖学(60)、生理学(30)、運動学(45)
臨床実習(1,080)

(改正後の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(60)、自然科学(90)、保健体育(15)、外国語(60)、解剖学(75)、生理学(75)、運動学(45)、病理学概論(30)、臨床心理学(30)、リハビリテーション概論(30)、リハビリテーション医学(30)、一般臨床医学(30)、内科学(60)、整形外科学(60)、神経内科学(60)、精神医学(90)、小児科学(30)、人間発達学(30)、作業療法概論(90)、基礎作業学(30)、作業療法評価法(30)、作業治療学(195)、作業療法技術論(90)
実習実技：保健体育(45)、解剖学(90)、生理学(45)、運動学(45)、基礎作業学(135)、作業療法評価法(45)、作業治療学(90)、作業療法技術論(90)
臨床実習(810)
選択必修(200)

7

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要(平成11年)
【作業療法士】

(旧)			(新)	
・講義	1,425時間	→	・講義等	75単位
・実習	585時間		・臨床実習	18単位
・臨床実習	810時間			
・選択必修	200時間			
・合 計	3,020時間		・合 計	93単位

(改正前の授業時間の内訳)

講義：人文科学(90)、社会科学(60)、自然科学(90)、保健体育(15)、外国語(60)、解剖学(75)、生理学(75)、運動学(45)、病理学概論(30)、臨床心理学(30)、リハビリテーション概論(30)、リハビリテーション医学(30)、一般臨床医学(30)、内科学(60)、整形外科学(60)、神経内科学(60)、精神医学(90)、小児科学(30)、人間発達学(30)、作業療法概論(90)、基礎作業学(30)、作業療法評価法(30)、作業治療学(195)、作業療法技術論(90)
実習実技：保健体育(45)、解剖学(90)、生理学(45)、運動学(45)、基礎作業学(135)、作業療法評価法(45)、作業治療学(90)、作業療法技術論(90)
臨床実習(810)
選択必修(200)

(改正後の授業単位の内訳)

講義等：科学的思考の基盤、人間と生活(14)、人体の構造と機能及び心身の発達(12)、疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進(12)、保健医療福祉とリハビリテーションの理念(2)、基礎作業療法学(6)、作業療法評価学(5)、作業法治療学(20)、地域作業療法学(4)
臨床実習(18)

8

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正の概要（平成11年）

○理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正

（平成11年文部省厚生省令第2号）

○理学療法士作業療法士養成施設指導要領の一部改正

（平成11年3月31日健政発379号）

○単位制の導入

- ・理学療法士 93単位以上
- ・作業療法士 93単位以上

○1単位あたりの時間

- ・講義及び演習 15時間～30時間
- ・実験、実習及び実技 30時間～45時間
- ・臨床実習 45時間

理学療法士作業療法士学校養成施設の指導要領のガイドライン化（平成27年）

○理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領のガイドライン化

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）等により、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）等の一部が改正され、理学療法士及び作業療法士養成施設の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い「理学療法士作業療法士養成施設指導要領」（平成11年3月31日健政発379号）を廃止し、理学療法士作業療法士養成課程に係るものを「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第28号（※））として通知した。

（※）地方自治法第（昭和22年法律第611号）245号の4第1項の規定に基づく技術的助言